

ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書 骨子

本報告書は、有識者委員会からいただいた意見を踏まえて作成したものであるが、有識者委員会と意見が一致しなかった重要な論点についての見解や将来に向けての提言等については、報告書に別紙として添付している。

第1 ハンセン病を理由とする開廷場所の指定の適法性・相当性について

1 裁判所法69条2項において、最高裁判所が下級裁判所に裁判所以外の場所で法廷を開かせる「必要」がある場合とは、風水害、火災等のため、本来法廷を開くべき裁判所庁舎において法廷を開くことが事実上できなくなった場合や、裁判所庁舎の使用は可能であるが、被告人が長期間の療養を要する伝染性疾患の患者であって、裁判所庁舎に出頭を求めて審理することが不可能ないしは極めて不相当な場合など真にやむを得ない場合に限り解すべきである。

そして、疾病を理由とする上申がされた場合に、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に該当するか否かを検討するに当たっては、当事者の病状の程度や他者への伝染可能性の有無及び程度、伝染予防の措置をとることが可能か否か、将来における病状の改善や伝染可能性の低下の見込みの有無等の諸事情を慎重に考慮すべきである。

2 ハンセン病患者を被告人とする下級裁判所の刑事事件については、昭和23年2月13日の最高裁判所裁判官会議において、裁判所以外の場所において法廷を開かせることについては、事務総局に処理させる旨の議決がなされている。そして、ハンセン病を理由とする開廷場所の指定の上申は、昭和23年から昭和47年までの間に96件であった。うち95件が認可、1件が撤回され、不指定とした事例はない（認可率99パーセント）。開廷場所としては、菊池恵楓園等のハンセン病療養所、菊池医療刑務支所等の刑事収容施設などが指定されていた。

3 スルフォン剤による治療実績の積み重ね、新発見患者数の顕著な減少などの諸事情に照らせば、遅くとも昭和35年以降においては、ハンセン病は確実に治癒する病気になっており、伝染のおそれについても、他の疾病と区別して考えなければならないような状況にあったとは考えられない。

最高裁判所としては、遅くとも昭和35年以降においては、下級裁判所からハンセン病を理由とする開廷場所指定の上申があった場合、科学的な知見や上記1に掲げた諸事情を考慮するなどした上、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に該当するか否かを慎重に

検討し、該当しないときには、裁判所外での開廷の必要性がないものとして、開廷場所の指定上申を認可してはならず、法令により国立療養所外に出頭を要する場合であるとして、裁判手続のために裁判所庁舎への出頭を求めるべきであった。

しかしながら、最高裁判所裁判官会議から専決権限を付与された事務総局は、昭和23年から昭和47年までの間、裁判所外における開廷の必要性を認定して上申を認可するに際して、基本的に当事者が現にハンセン病に罹患していることが確認できれば、科学的な知見や上記1に掲げた諸事情を具体的に検討することなく、裁判所外における開廷の必要性を認定して、開廷場所の指定を行うとの定型的な運用を行っていた。

このような事務総局による裁判所外における開廷の必要性の認定の運用は、遅くとも昭和35年以降については、合理性を欠く差別的な取扱いであったことが強く疑われ、認可が許されるのは真にやむを得ない場合に限り解される裁判所法69条2項に違反するものであった。

また、事務総局が、遅くとも昭和35年以降、専決の前提となった状況が変化し運用の考え方が相当性を欠く状況になっていたことを裁判官会議に諮ることなく、その後も専決権限を行使し続けたことは相当ではなかった。

- 4 開廷場所としては、訴訟手続が秩序正しく行われることが可能なだけの物的設備を備え、かつ、公開の要請をも満たすことのできる場所を選ぶべきであると解される。開廷場所の選定に当たっては、法廷が開かれる部屋の広さ、具体的形状、物的設備の状況等が、開廷場所としてふさわしいかどうか判断できるに足る資料を事前に収集した上で、まずは、伝染予防の観点で他に実際に使用可能な施設の有無やその設備の内容を検討し、その上で、法廷が開かれる場所の具体的形状、当事者等の出頭・押送等の負担等様々な個別的事情を勘案しつつ、その適否を判断すべきである。

事務総局が開廷場所としてふさわしいかどうかにつき判断できるに足る資料を収集していなかったと認定することはできなかったが、事務総局作成の開廷場所指定文書には、「菊池恵楓園」などと開廷場所の施設名が記載されていたにとどまり、当該施設の中のどの建物ないしどの部屋を開廷場所として選定するのかを具体的に特定するに足る記載がなかったところ、このような指定の仕方は、開廷場所の特定の在り方として相当ではなかったと考えられる。

開廷場所として選定された場所と憲法の定める公開原則の関係については、刑事収容施設内で開廷された事例及びハンセン病療養所内で開廷された事例のいずれの場合であっても、下級裁判所が、最高裁判所の指示に従

い、裁判所の掲示場及び開廷場所の正門等において告示を行っていたこと、下級裁判所は、指定された開廷場所において傍聴を許していたことが推認でき、このような開廷場所の指定に当たっての運用は、憲法の定める公開の要請を念頭に置いて行われたものと認められるし、裁判所法69条2項が想定する公開の要請を満たさないと解される具体的形状を有する場所が開廷場所として選定された事例があったとまで認定するには至らなかった。

- 5 以上のとおり、本調査によれば、最高裁判所によるハンセン病を理由とする開廷場所の指定は、指定する場合の開廷場所の特定方法及び開廷場所指定の内部手続において相当でない点があり、また、裁判所外での開廷の必要性の認定判断の運用は、遅くとも昭和35年以降、裁判所法69条2項に違反するものであった。

このような誤った指定の運用が、ハンセン病患者に対する偏見、差別を助長することにつながるものになったこと、さらには、当事者であるハンセン病患者の人格と尊厳を傷つけるものであったことを深く反省し、お詫び申し上げます。

第2 今後の開廷場所指定の運用等について

- 1 裁判所法69条2項に定める開廷場所の指定は、被告人の公開裁判を受ける権利に影響する可能性のあるもので、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に限り認許することが許される極めて例外的な措置であることを常に認識して事務に当たる必要がある。

疾病を理由とする上申がされる場合にあっては、上記に加え、事務総局としては、まずは、開廷場所の指定によらない方法を講じ得ないかを検討するとともに、他者への伝染可能性の有無及び程度並びに将来における病状の改善や伝染可能性の低下の見込みの有無及び時期を具体的に聴取し、偏見や差別を廃し最新の科学的な知見の有無など可能な限りの情報を収集し具体的に検討した上、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に該当するか否かを精査した上で、裁判官会議に諮るものとすべきである。

- 2 裁判所において取り扱う司法行政事務は、開廷場所の指定に限らず、裁判の当事者をはじめとする司法制度を利用する国民の権利利益や社会生活に深い影響を及ぼし得るものである。裁判所で司法行政事務に携わる職員は、上記のような過ちと深い反省を忘れることなく今後の教訓とし、人権に対する鋭敏な意識を持って、先例にとられない法令順守が堅持された事務処理を行い、このようなことを二度と起こさないよう努めるべきものとする。

- 3 有識者委員会からは、「将来へ向けての提言」として、最高裁判所は、人

権の砦として、裁判官はじめ司法行政に携わる職員の人権意識の向上を常に図り、ハンセン病患者に対してなされた開廷場所指定のような事態を二度と引き起こさないようにすべきであること、感染症を理由とする開廷場所指定に当たっては、患者の人権を第一に配慮し、個別の事案について、開廷場所指定が真に必要なかどうかを慎重に判断すべきであること、裁判官をはじめとする裁判所職員等に対し、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修が直ちに実施されるべきであることが提言されている。このような有識者委員会からの提言をも踏まえ、誤った運用が二度と行われないうよう、具体的な方策を着実に実行していく必要があると考える。

以上